

盛岡広域環境組合の設置について

令和5年2月9日
環 境 部

1 盛岡広域環境組合の設置について

盛岡市、八幡平市、滝沢市、雫石町、葛巻町、岩手町、紫波町及び矢巾町（以下「関係市町」という。）は、ごみ処理（ごみの焼却処理等）に関する事務を共同処理するため、「盛岡広域環境組合」を設置することとして協議を進めてきた。

今般、関係市町の令和4年12月議会における地方自治法（昭和22年法律第67号）第290条の規定による議決を経て、令和5年1月11日に開催した「県央ブロックごみ・し尿処理広域化推進協議会」において同法第284条第2項の規定に基づく協議により規約を定め、1月13日に岩手県知事に対し組合の設置許可を申請し、2月1日付けで許可を受けて同組合を設置した。

(1) 盛岡広域環境組合の概要

- ア 設置年月日 令和5年2月1日
- イ 管理者 1人（盛岡市長）
- ウ 副管理者 8人（関係市町（盛岡市を除く。）の長及び盛岡市副市長）
- エ 共同処理する事務（主なもの）
 - ① 一般廃棄物処理計画の策定
 - ② ごみ処理施設の設置、管理及び運営
 - ③ 一般廃棄物の中継運搬
 - ④ エネルギー利活用施設の設置及び管理運営

(2) 盛岡広域環境組合設立式

- ア 開催日時 令和5年2月1日（水） 15時30分
- イ 場所 盛岡市中央公民館1階講堂
- ウ 出席者 管理者、副管理者
- エ 来賓 岩手県環境生活部技監兼環境担当技監兼廃棄物特別対策室長、
盛岡広域振興局長
- オ 概要 管理者挨拶、祝辞（岩手県知事）、記念撮影、記者会見

(3) 今後のスケジュール（予定）

- 令和5年3月 関係市町議会での組合議員選挙
- 4月 組合議会臨時会（正副議長選出、組合条例の制定、組合予算の議決等）

2 ごみ処理施設（焼却施設）の整備工程（予定）

予定しているごみ処理施設（焼却施設）の整備工程は、下表のとおり。

令和5年度は、測量・地質調査等を実施するほか、施設整備基本計画の策定、及び環境影響評価に着手する予定としている。

ごみ処理施設（焼却施設）整備に係る主な事業		実施予定年度
施設整備に係る計画支援	測量・地質調査等	令和5年度～6年度
	施設整備基本計画の策定	令和5年度～6年度
	環境影響評価	令和5年度～8年度
	P F I 導入可能性調査	令和6年度
	基本設計	令和7年度～8年度
	発注支援	令和8年度～9年度
施設整備（施工管理を含む。）		令和10年度～13年度

3 県央ブロックごみ処理広域化の推進に関する協定について

(1) 協定の締結について

関係市町は、盛岡広域環境組合の設置後も相互に連携し、ごみ処理広域化の推進に係る焼却処理以外のごみの中間処理、最終処分、3Rの推進等について協議検討を進めていくため、令和5年2月1日付けで「県央ブロックごみ処理広域化の推進に関する協定」を締結した。

(2) 検討体制

協定に基づく不燃・粗大ごみ、資源ごみの処理、及び最終処分に係る協議検討を進めるため、関係市町及びごみ処理に係る一部事務組合（滝沢・雫石環境組合、岩手・玉山環境組合、盛岡・紫波地区環境施設組合及び盛岡広域環境組合）で構成する「県央ブロックごみ処理体制検討協議会」を設置する。

同協議会の事務局は、盛岡広域環境組合に置くこととしている。

(3) 今後のスケジュール（予定）

令和5年3月 県央ブロックごみ処理体制検討協議会設置